

平成24年5月28日

お知らせ

資料提供先：益田記者クラブ

高津川の堤防除草について 【特定外来生物(オオキンケイギク)の除草】

国土交通省浜田河川国事務所高津川出張所では、河川の堤防を管理する目的で堤防法面の除草作業を年間2回実施しています。

堤防除草に際し特定外来生物に指定されているオオキンケイギクが多く繁茂しているため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき適切に処分をしていますのでご理解ご協力をお願いします。

なお、特定外来生物に指定されている外来種は在来種に悪影響を与える恐れがありますので、皆様には他の場所への持ち込み等をしないようご注意ください。

※ 詳細については別添資料をご参照下さい。

●堤防除草に関する

問い合わせ先： 国土交通省 浜田河川国道事務所

副所長（河川）

みちなか 道中
みつぎ 貢

（担当）河川管理課長

すがの 菅野
ひではる 秀治

（広報担当）調査設計課長

うめだ 梅田
としお 俊夫

TEL 0855-22-2480(代表)

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

●特定外来生物に関する

問い合わせ先： 益田市福祉環境部 環境衛生課

TEL 0856-31-0201

FAX 0856-31-1139